

**(仮称)千葉県温室効果ガス排出量の報告に関する
条例骨子(案)**

千 葉 県
平成19年11月

目 次

第1 条例制定の背景	2
1 . 地球温暖化問題について	2
地球温暖化による影響	2
本県への影響	4
2 . 本県における温室効果ガス排出の状況	5
排出量の推移	5
部門別の増加率（二酸化炭素）	6
本県の特長（二酸化炭素）	7
3 . 地球温暖化防止に向けた取組	8
国際的な取組	8
国の取組	8
本県の取組	9
4 . 条例制定の必要性	12
条例で目指すもの	12
条例に盛り込む内容	12
他法令との関係の整理	13
第2 条例骨子（案）	14
条例基本構造図	14
1 . 目的	15
2 . 定義	16
3 . 責務等	17
4 . 自主的取組の促進に関する指針	18
5 . 計画及び実績の報告義務等	19
6 . 権利利益の保護に係る請求	22
7 . 計画及び実績の公表義務等	24
8 . 報告等	24
9 . 勧告	25
10 . 公表	25
11 . 附則	26

はじめに

地球環境問題が、社会の注目を集めています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告は、地球温暖化は、もはや疑う余地がなく、かつ、その原因は人の活動に伴い発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増加であるとほぼ断定しています。

現在進んでいる地球温暖化は、地球の歴史の中でこれまで生物が体験してきた環境の変動と比較すると、きわめて急速なものです。このため、多くの生物がその変化に順応できずに絶滅の危機に瀕し、ひいては私たちの生きている地球の生態系そのものが大きく崩れてしまうことも懸念されます。

また、海面上昇による多くの土地の水没、大洪水や干ばつなど異常気象の発生頻度や強度の増大、さらには、水不足の一層の悪化、農業生産への打撃、感染症による健康被害の拡大など、人の健康や経済社会に広範かつ深刻な影響が及ぶと予測されます。地球温暖化は、まさに、私たち人類を含めた生物の存続基盤や多様性に関わる重大な危機であり、人類の英知を結集して「待ったなし」で取り組まなければならない問題です。

全国有数の人口を有する本県でも、県民生活や様々な産業活動を支えるため、多量の温室効果ガスが排出されており、削減に向けた積極的な行動が必要です。

このため、昨年6月に「千葉県地球温暖化防止計画（ちばC02C02（こつこつ）ダイエット計画）」を改定し、10の重点プロジェクトを定め、取組の一層の充実強化を図ることとしました。

本県は、東京湾沿いに重化学工業を中心とした製造業が集積していることなどから、産業部門の占める割合が極めて高く、また、県民の生活に直接関わる、店舗・事務所など民生部門業務系の増加率が高いことが特徴になっています。

こうしたことから、10の重点プロジェクトの一つに、「温室効果ガス排出量報告制度の導入」を位置づけ、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者に、排出削減の自主的な取組の推進を促すこととしました。

制度導入の検討に当っては、「千葉県地球温暖化防止計画」の推進母体である、県民、学識経験者、事業者、地域活動団体、行政の代表で構成する「ちばC02C02（こつこつ）ダイエット推進県民会議」から、また関係する団体等から意見をいただきました。本骨子（案）はそうした意見を踏まえ取りまとめたものです。

第1 条例制定の背景

1. 地球温暖化問題について

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる重要な環境問題である。

地球温暖化による影響

本年11月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の報告は、地球温暖化はもはや疑う余地がなく、かつ、その原因は人の活動に伴い発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増加であるとほぼ断定しています。

地球の温暖化は、予想を超えるペースで進んでいます。地球温暖化は、人々の健康への影響だけでなく、地球上のすべての生き物の命にかかわる深刻な問題です。地球温暖化防止に向けた対策が遅れれば遅れるほど、私たちの暮らしに与える影響は大きくなります。

目に見える変化は、気候が変化した後、数十年、数百年と遅れて起こります。今、大きな変化がないからといって、今後も大した影響がないと考えると、取り返しのつかないこととなります。温暖化対策は、まさに「待ったなし」の状況にあり、人類の英知を結集して地球規模で取り組まなくてはならない大きな問題なのです。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）：国連環境計画と世界気象機関が共催し、各国政府が指名した専門家や行政官が参加する会合。1988年に設置。地球温暖化の機構と将来予測、環境や社会・経済活動への影響・対応策についての知見の整理を目的とする。

（参考）IPCC 第4次評価報告書統合報告書の概要

統合報告書は、気候変化とその影響に関する観測結果、変化の原因、予測される気候変化とその影響、適応と緩和のオプション、長期的な展望の五つの主題のもと、第1～第3作業部会報告書を分野横断的・有機的にとりまとめたものである。同報告書では、最新の科学的知見に基づく情報を的確に提供すると観点から、各作業部会報告書の政策決定者向け要約及び本文をもとに、第4次評価報告書全体の流れが分かりやすくとりまとめられている。

各主題ごとの主要な結論は以下のとおり。

主題1 気候変化とその影響に関する観測結果

- ・気候システムの温暖化には疑う余地がなく、大気や海洋の全球平均温度の上昇、雪氷の広範囲にわたる融解、世界平均海面水位の上昇が観測されていることから今や明白である。
- ・地域的な気候変化により、多くの自然生態系が影響を受けている。

主題2 変化の原因

- ・人間活動により、現在の温室効果ガス濃度は産業革命以前の水準を大きく超えている。
- ・20世紀半ば以降に観測された全球平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高い。

主題3 予測される気候変化とその影響

- ・現在の政策を継続した場合、世界の温室効果ガス排出量は今後二、三十年増加し続け、その結果、21世紀には20世紀に観測されたものより大規模な温暖化がもたらされると予測される。
- ・分野毎の影響やその発現時期、地域的に予想される影響、極端現象の変化に伴う分野毎の影響など、世界の気候システムに多くの変化が引き起こされることが具体的に予測される。

主題4 適応と緩和のオプション

- ・気候変化に対する脆弱性を低減させるには、現在より強力な適応策が必要とし、分野毎の具体的な適応策を例示。
- ・適切な緩和策の実施により、今後数十年にわたり、世界の温室効果ガス排出量の伸びを相殺、削減できる。
- ・緩和策を推進するための国際的枠組み確立における気候変動枠組条約及び京都議定書の役割 将来的に向けた緩和努力の基礎を築いたと評価された。

主題5 長期的な展望

- ・気候変化を考える上で、第3次評価報告書で示された以下の五つの「懸念の理由」がますます強まっている。
 - 1 極地や山岳社会・生態系といった、特異で危機にさらされているシステムへのリスクの増加
 - 2 干ばつ、熱波、洪水など極端な気象現象のリスクの増加
 - 3 地域的・社会的な弱者に大きな影響と脆弱性が表れるという問題
 - 4 地球温暖化の便益は温度がより低い段階で頭打ちになり、地球温暖化の進行に伴い被害が増大し、地球温暖化のコストは時間とともに増加。
 - 5 海面水位上昇、氷床の減少加速など、大規模な変動のリスクの増加
- ・適応策と緩和策は、どちらか一方では不十分で、互いに補完しあうことで、気候変化のリスクをかなり低減することが可能。
- ・既存技術及び今後数十年で実用化される技術により温室効果ガス濃度の安定化は可能である。
今後20～30年間の緩和努力と投資が鍵となる。

本県への影響

20 世紀の間に地球の平均気温は 0.74 上昇し、平均海水位は 17(12～22) cm 上昇しました。日本においても、20 世紀の間に平均気温が 1 上昇しています。

このまま、地球温暖化が進行した場合、県内の農業生産などにも影響が生じ、また、広い海岸線を抱える本県は、海面上昇の影響を一層受けやすくなるなど、県民の生命、財産、健康にも直接的な影響を与えられとされます。

地球温暖化のメカニズム

地球の気温は地球の周囲を覆っている大気によって、昼夜間や季節間の大きな気温変動が防がれ、平均気温が約 15 と、人間をはじめ生物が生きるのに適した環境が保たれています。これは、太陽光線によって暖められた熱（赤外線）が、大気中の二酸化炭素などに吸収され、熱を地球外に逃げにくくしている「温室効果」によるためです。

このような働きをする気体は「温室効果ガス」といわれ、水蒸気や二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などがあります。地球誕生から今日に至るまで長い時間をかけて、温室効果ガスの量と生物の生存環境は良好なバランスを作り上げてきました。

しかし、この温室効果ガスが増えすぎると、地表から宇宙へ放出されるはずの熱がこの温室効果ガスに吸収され、また、地表に戻ることで地球の温度が上昇することになります。これが、「地球温暖化」といわれる現象です。

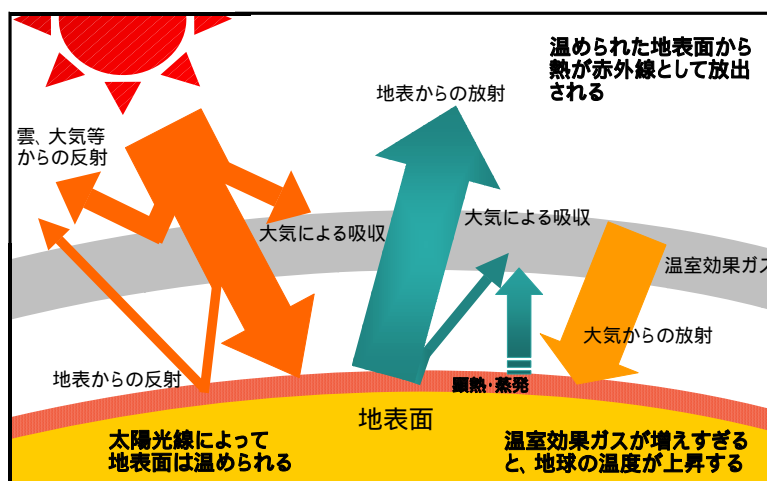


図 1 - 1 地球温暖化のメカニズム

出典：IPCC（1995）気象庁訳に基づき作成

自然に存在する温室効果ガスとしては、水蒸気、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、対流圏と成層圏のオゾン等があり、人為的な温室効果ガスとしては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等があります。

2. 本県における温室効果ガス排出の状況

本県の温室効果ガス排出量は、全国の増加率を上回っている。

排出量の推移

本県の2002年における温室効果ガス総排出量は81,378千t-CO₂で、基準年(を参照)の74,282千t-CO₂から9.6%の増加となっており、全国の総排出量の増加率7.6%を上回っています。

また、本県の排出量は全国の6.1%を占めています。本県の温室効果ガスの97%以上が二酸化炭素であり、2002年の排出量は79,123千t-CO₂と1990年に比べ11.3%の増加となっています。

基準年

1990年：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素

1995年：HFC(ハイドロフルオロカーボン)、PFC(パーフルオロカーボン)、六ふっ化硫黄

表1-1 千葉県における温室効果ガス総排出量の推移

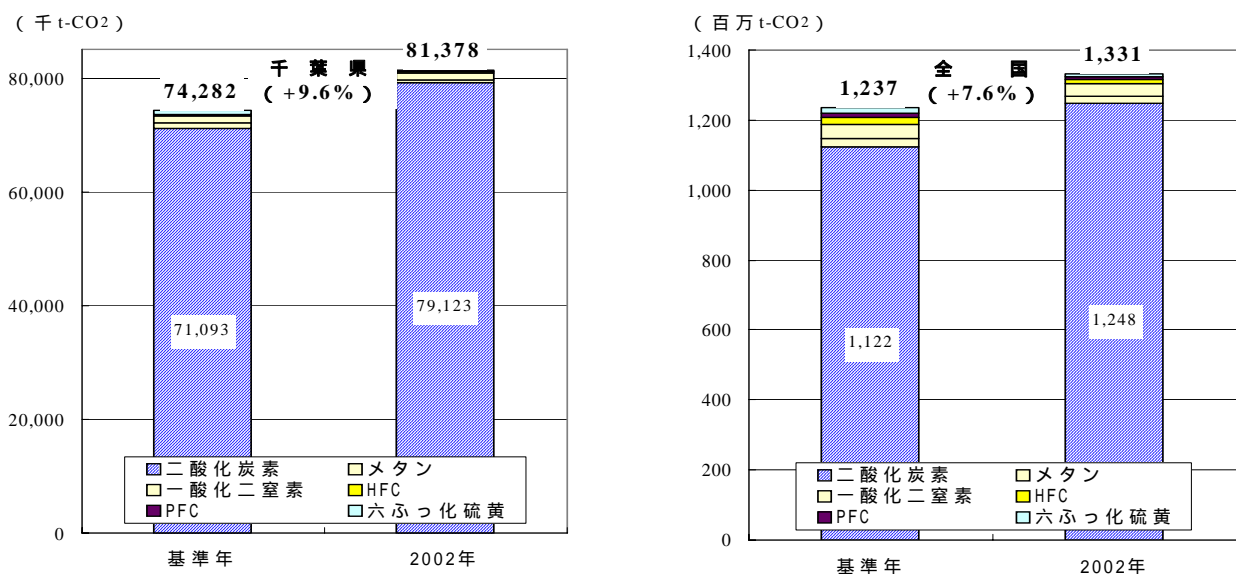
単位：千t-CO₂

温室効果ガスの種類	基準年	1990年	1995年	1997年	2000年	2001年	2002年	増減率 (02/基)
二酸化炭素	71,093	71,093	76,559	80,196	81,058	79,134	79,123	11.3%
	95.7%	97.1%	96.1%	96.4%	96.7%	97.2%	97.2%	-
メタン	886	886	755	658	641	540	535	-39.7%
	1.2%	1.2%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	-
一酸化二窒素	1,226	1,226	1,307	1,321	1,378	1,238	1,240	1.2%
	1.7%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	-
HFC	185	-	185	349	319	280	242	31.2%
	0.2%	-	0.2%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	-
PFC	145	-	145	119	180	121	128	-12.0%
	0.2%	-	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	-
六ふっ化硫黄	747	-	747	566	212	123	110	-85.3%
	1.0%	-	0.9%	0.7%	0.3%	0.2%	0.1%	-
温室効果ガス総排出量	74,282	73,206	79,698	83,209	83,788	81,437	81,378	9.6%

注1：上段は温室効果ガス排出量、下段は温室効果ガス総排出量に占める割合

注2：端数処理(四捨五入)の関係で合計が一致しない場合がある

図1-2 千葉県及び全国の温室効果ガス排出量の推移

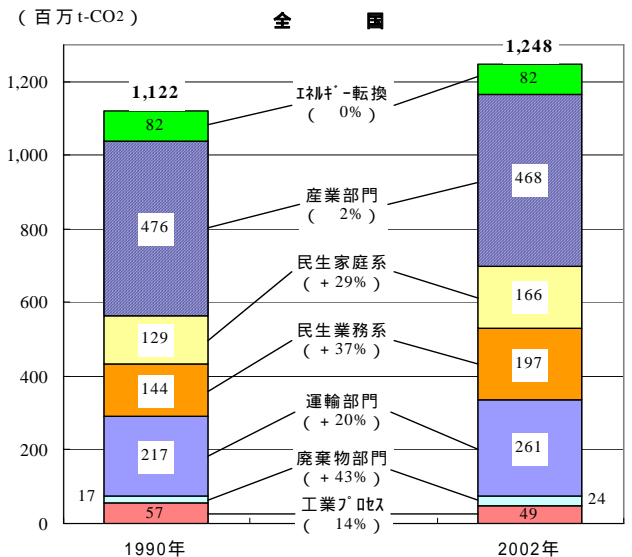
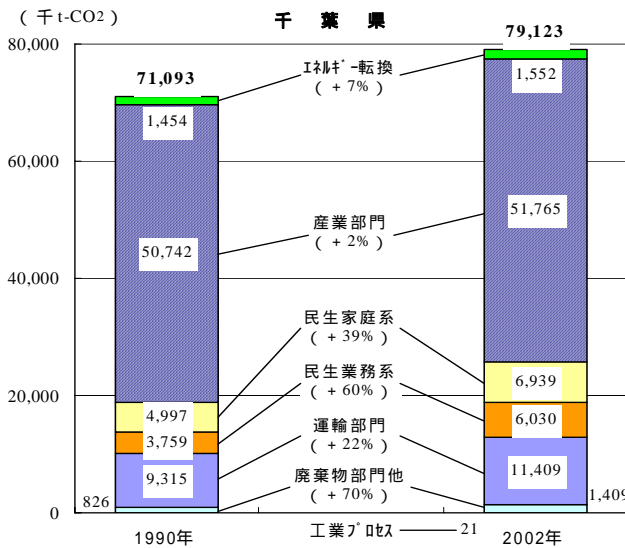


部門別の増加率（二酸化炭素）

本県において1990年比で2002年の部門別排出量の伸びが最も大きかったのは、排出量は少ないものの廃棄物部門他の70%であり、以下、民生部門業務系（60%）、民生部門家庭系（39%）、運輸部門（22%）、エネルギー転換部門（7%）、産業部門（2%）とすべての部門において増加しています。

全国と比較すると1990年から2002年の部門別排出量の増減は、産業部門（本県：2%、全国：-2%）、民生部門家庭系（本県：39%、全国：29%）、民生部門業務系（本県：60%、全国：37%）、運輸部門（本県：22%、全国：20%）となっており、主要な排出部門については、本県の増加率が全国の増加率を上回っています。

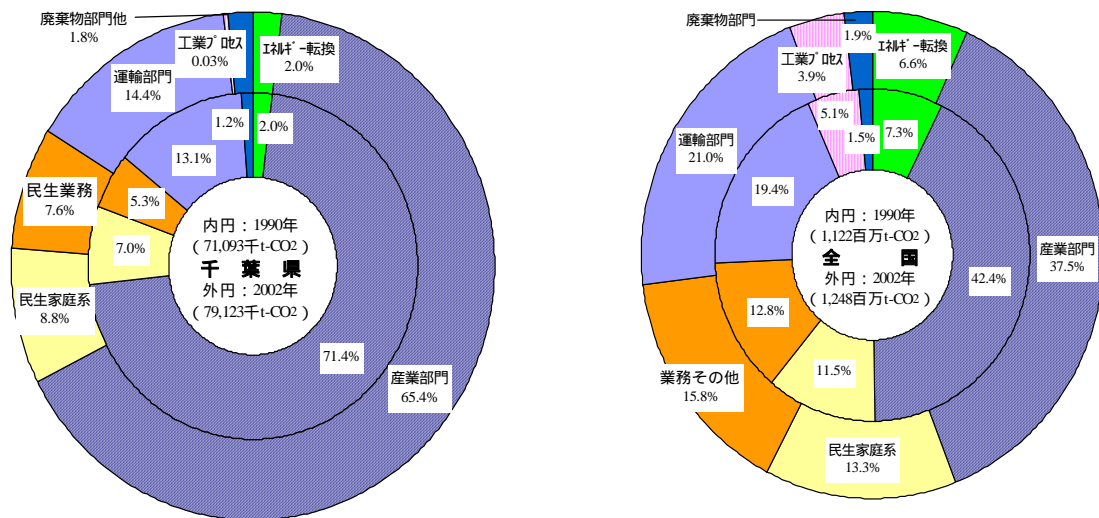
図1-3 千葉県及び全国の部門別二酸化炭素排出量の推移



本県の特性（二酸化炭素）

2002年における本県と全国の二酸化炭素の排出構造を比較すると、本県においては産業部門からの排出量が65.4%であり、全国の37.5%に比べ極めて高い割合となっており、東京湾沿いの重化学工業を中心とした製造業からの排出量が多いことが特徴となっています。

図1-4 千葉県及び全国の部門別二酸化炭素排出量の構成比



3. 地球温暖化防止に向けた取組

本県は、千葉県地球温暖化防止計画（ちば CO2CO2(こっこつ)ダイエット計画）を作成し、その計画のもと県内温室効果ガスの削減に取り組んでいる。

国際的な取組

国際社会においては、地球温暖化問題に対処するため、「気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」という。）」が1992（平成4）年5月に採択され、1994（平成6）年3月に発効しました。気候変動枠組条約に基づく長期的・継続的な温室効果ガス排出削減の第一歩として、先進国の削減について、法的拘束力を持つものとして約束する京都議定書が、1997（平成9）年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（The Conference of the Parties : COP3）において採択されました。

京都議定書では、排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の対象となる温室効果ガスを二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）及び六ふっ化硫黄（SF₆）とし、これら温室効果ガスの排出量を2008（平成20）年から2012（平成24）年までの第1約束期間において先進国全体で1990年レベルと比べて少なくとも5%削減することを目指し、各国ごとに法的拘束力のある数量化された約束が定められました。

京都議定書は、2004（平成16）年11月にロシアが批准したことにより発効条件が整い、2005年（平成17年）2月16日に発効しました。このことから、第1約束期間（2008（平成20）年～2012（平成24）年）において、我が国全体で6%削減することが、日本に課せられた法的拘束力のある国際約束となりました。

国の取組

2002（平成14）年5月に改正された地球温暖化対策推進法は、京都議定書の発効と同時に全面施行されました。同法第8条の規定により、国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき温室効果ガスの排出抑制等のための措置の基本的事項や、計画の目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項などが盛り込まれた京都議定書目標達成計画が2005（平成17）年4月に閣議決定されました。

さらに、同法は2005（平成17）年6月には、事業者による温室効果ガスの算定と報告の義務化、及び国による報告データの公表などを主な内容とする改正が行われました。

本県の取組

都道府県レベルでも地球温暖化防止の取り組みが進められており、本県においても、2000（平成12）年12月に「千葉県地球温暖化防止計画」を策定しました。この計画は、2010（平成22）年度における本県の温室効果ガスを6%削減する目標を掲げ、その達成を目指し、各種の啓発の実施などにより計画の推進を図ってきました。

しかし、2005（平成17）年2月に京都議定書が発効し、同年4月に京都議定書目標達成計画が策定されたこと、さらに、県内の温室効果ガス排出量が増加していることなどから、人口や世帯数の増加、全国有数の工業県である本県の地域特性を踏まえ、地球温暖化防止に向けて新たなスタートを切る必要が生じました。

そこで、総排出量にかかる目標では各主体への取り組み促進が図りづらいなど旧計画の反省を踏まえ、家庭、事務所等、運輸、製造業の4つの部門について、原単位による削減目標を設けた計画へと見直しを行い、この計画の愛称を「ちばCO2CO2(こっこつ)ダイエット計画」とし、2006（平成18）年6月に公表しました。

なお、計画策定に当たっては、学識経験者、県民・NPO、事業者、行政等で構成する「千葉県地球温暖化防止計画策定懇談会」等から意見をいただきました。

削減目標

【家 庭】

2010（平成22）年において、家庭1世帯当たりのエネルギー使用量（電気、ガス、灯油）を2002（平成14）年から10%削減する

- 1世帯当たりのエネルギー使用量を 38,754MJ/世帯 34,879MJ/世帯
- 県全体で二酸化炭素排出量を 597千t-CO₂削減

2010（平成22）年において、自家用自動車1台当たりの燃料使用量を2002（平成14）年から10%削減する

- 自家用自動車1台当たりの燃料使用量を 1,010ℓ/台 909ℓ/台
- 県全体で二酸化炭素排出量を 612千t-CO₂削減

2010（平成22）年において、1人当たりのごみ（一般廃棄物）排出量を2002（平成14）年から概ね10%削減する

- 1人当たりのごみ（一般廃棄物）排出量を 1,062g/人・日 約100g/人・日削減
- 県全体で二酸化炭素排出量を 89千t-CO₂程度削減

【事務所等】

2010（平成22）年において、事務所等の床面積1㎡当たりのエネルギー使用量（電気、ガス、燃料油等）を基準年から5%削減する

- 床面積当たりのエネルギー使用量を 1,885MJ/㎡ 1,791MJ/㎡
- 県全体で二酸化炭素排出量を 348千t-CO₂削減

【運輸】

2010（平成22）年において、貨物自動車1台当たりの燃料使用量を2002（平成14）年から5%削減する

- 貨物自動車1台当たりの燃料使用量を 2,841ℓ/台 2,699ℓ/台
- 県全体で二酸化炭素排出量を 184千t-CO₂削減

【製造業】

2010（平成22）年において、化学工業における製造品出荷額等当たりのエネルギー消費量を基準年から10%削減する

2010（平成22）年において、石油精製業における製油所当たりのエネルギー消費量を基準年から10%削減する

2010（平成22）年において、鉄鋼業における粗鋼生産量当たりのエネルギー消費原単位を基準年から10%削減する

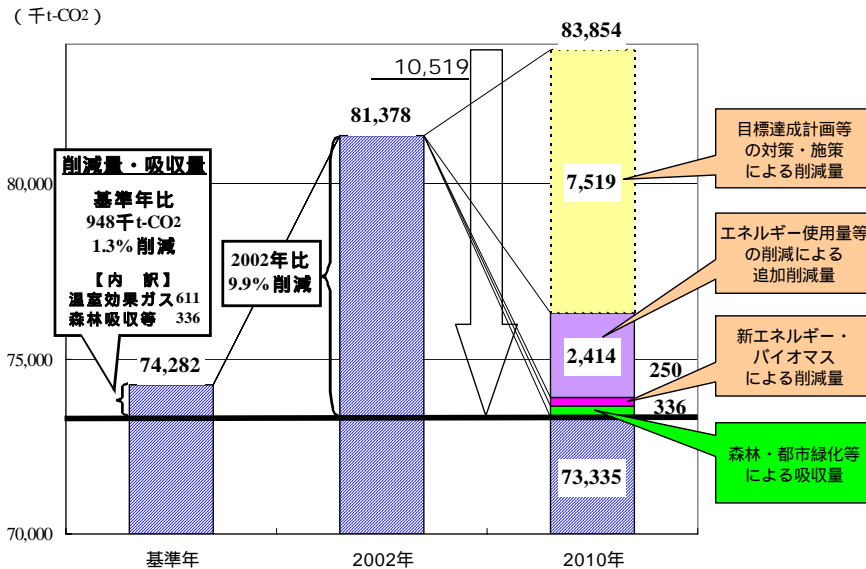
2010（平成22）年において、化学工業、石油精製業、鉄鋼業以外の製造業における製造品出荷額等当たりの二酸化炭素排出原単位を2002（平成14）年から10%削減する

- 製造品出荷額等当たり 4.26t-CO₂/百万円 3.84t-CO₂/百万円
- 県全体で二酸化炭素排出量を 583千t-CO₂削減

化学工業、石油精製業及び鉄鋼業の目標については環境自主行動計画に基づく業界団体の削減目標に準拠している

国の京都議定書目標達成計画及び本計画の削減目標に基づき対策・施策が確実に実施されることにより、2010年における削減効果は基準年に比べて約1.3%の削減が見込まれます。

温室効果ガス総排出量、削減量及び吸収量



国の6%削減目標の内訳と県計画での削減率

区分	国の削減率	県の削減率
温室効果ガス削減対策	0.5%	0.8%
森林吸収源	3.9%	0.5%
京都メカニズム (排出権取引等)	1.6%	-
合計	6%	1.3%

<重点プロジェクト>

二酸化炭素を中心とした温室効果ガスの排出抑制等を進め、この計画の目標達成のため、県が主に進める10の重点プロジェクトを現計画に位置づけ、重点的に推進することとしています。

地球温暖化防止取組支援事業

温室効果ガス排出量報告制度の導入

ESCO事業の導入

バイオマスの利活用の推進

新エネルギー等の導入促進

森林吸収源の確保

環境に配慮したライフスタイル・事業活動の促進

千葉県地球温暖化防止対策実行計画の推進

環境的に持続可能な交通の実現

廃棄物の発生抑制と再資源化の促進

4. 条例制定の必要性（温室効果ガス排出量報告制度の導入）

本県は、重点プロジェクトの一つである「温室効果ガス排出量報告制度」を導入し、県内温室効果ガスの削減に取り組み、ちば C02C02(こっこつ)ダイエット計画の着実な推進を図る。同制度は、実効性の確保の観点等から条例を制定する。

エネルギーを消費することにより二酸化炭素を排出する事業者には、そのエネルギー消費量、二酸化炭素排出量に応じた責任があります。

事業者自らが事業活動に係る温室効果ガスの排出量を把握するとともに、企業の社会的責任の下で、自主的・計画的な地球温暖化対策を着実に積み重ねていくことが求められています。

このため、ちば C02C02 ダイエット計画の 10 の重点プロジェクトの一つである「温室効果ガス排出量報告制度」を導入します。

実効性確保の観点から、条例による制度を構築します。

条例で目指すもの

イ 事業者の自主的取組の促進

京都議定書目標達成計画では、製造事業者等の取組として、「自主行動計画の着実な実施」を求めています。県内の産業部門の温室効果ガス排出量は、県内排出量の 3 分の 2 を占めており、また排出量の伸びが大きい事務所などの業務系を加えた事業活動にかかる排出量は県内排出量の 80%以上となっていること等から、更なる自主的な取組の促進を図ります。

ロ 温室効果ガス排出量の把握

温室効果ガスの算定・報告を義務付けることにより、県内の主な温室効果ガスの排出量が把握でき、県として、新たな施策展開に結び付けていくことが可能となります。

ハ 県民の気運の醸成、理解の増進

事業者の取組を公表することにより、県民における温室効果ガス排出削減に向けた気運の醸成、理解の増進が図られます。また、これにより排出量が増加している家庭において、排出削減に向けた取組みが進められることが期待されます。

条例に盛り込む内容

すべての事業者は、温室効果ガス排出量の把握や排出の抑制等地球温暖化対策に取り組めます。特に、温室効果ガスの排出量が多い一定規模以上の事業者に対しては、温室効果ガス排出量の報告や抑制のための計画の作成、提出を求め、県が、当該計画の内容や達成状況等を公表することにより、社会での評価を通じて、事業者の自主的・計画的な取組を促進していきます。

他法令との関係の整理

地球温暖化対策推進法第 21 条の 2 の規定により、温室効果ガスを相当程度多く排出する者は、国に温室効果ガス排出量を報告することになっています。具体的には、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づき、熱と電気を合算した使用量が一定規模以上の工場は、エネルギー使用量等の報告を国にするとされています。

しかしながら、本県としては、地球温暖化対策推進法では地方公共団体が条例で個別に報告制度などを設けることを制限していないこと、また以下の理由から、県として条例を制定します。

イ 温室効果ガス排出抑制計画書提出の義務付け

地球温暖化対策推進法では、温室効果ガス排出抑制計画書の提出を義務付けていない。

県としては、事業者の自主的な取組を促進し、実効性を高める必要があることから、温室効果ガス排出抑制計画書の作成・提出を義務付ける。

ロ 効果的な公表の必要性

国の制度においては、排出量情報を事業者別・業種別・都道府県別に集計し公表するとしているが、事業者ごとの県内排出量は公表されない。

県としては、排出抑制の取組への意識改革につなげるため、イの排出抑制計画とあわせ、事業者ごとの排出量情報を公表する。また、事業者が取組む排出抑制に向けた取組もあわせて公表していく。

八 国の制度でカバーされない事業者に対する削減促進

国の制度では、一定規模の事業所ごとに排出量報告を求めており、1 事業所の排出量がそれほど多くないオフィス、商業、サービス等の業務部門のカバー率が低くなっている。

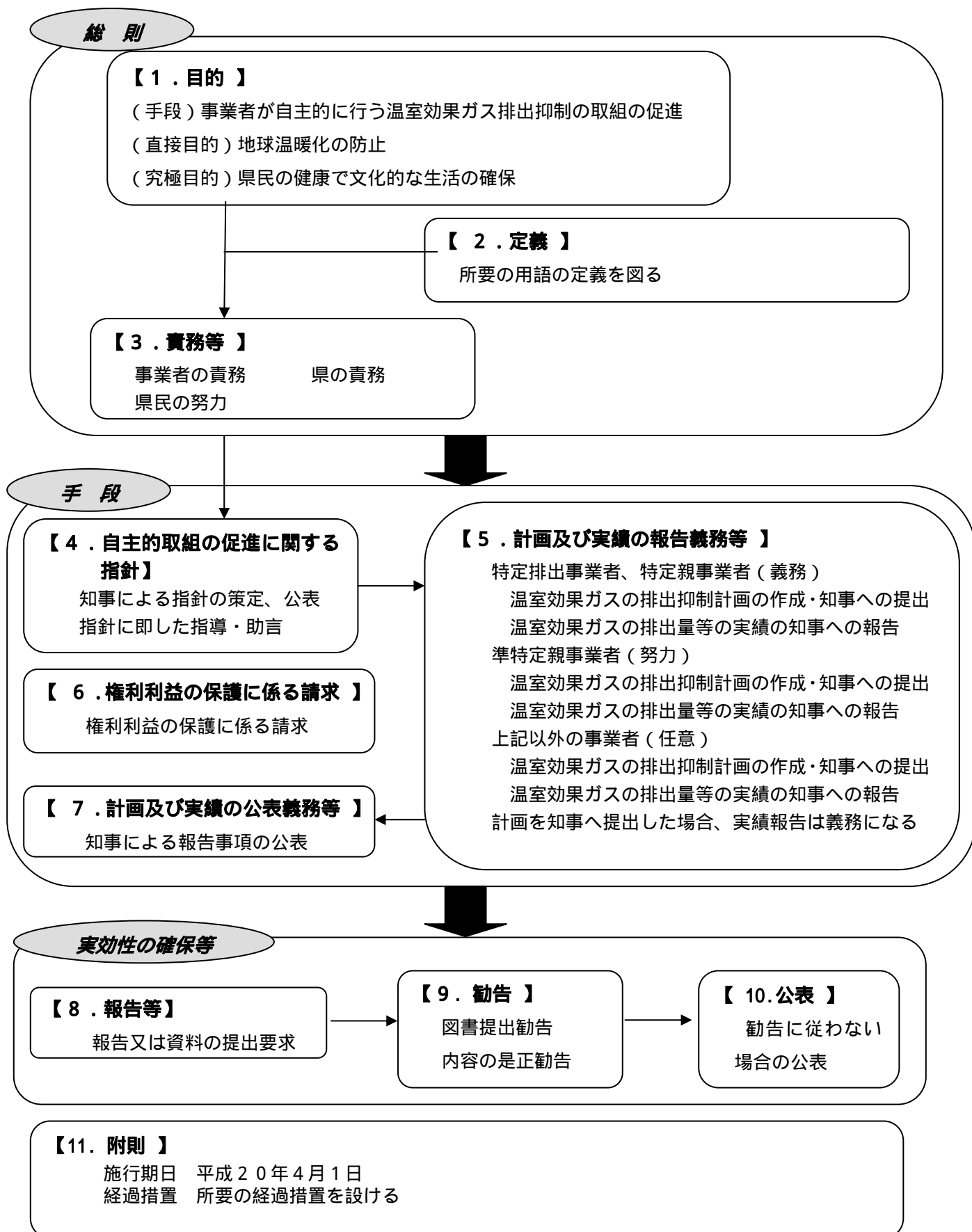
県としては、事業者単位、あるいはフランチャイズ・チェーン単位を対象にし、国の制度より幅の広い範囲の事業者に報告を求めることとする。

二 県としての情報収集

国の制度では、事業所を単位としており事業者全体の情報を把握していない。また、国は直接事業者から情報を入手しており、県を経由しないことから、県における情報の取得は、国に情報開示の請求を行う必要があり、県内の温室効果ガスのより詳細な把握及び速やかな情報の入手が困難な状況である。

県としては、千葉県地球温暖化防止計画の着実な推進のため、県内の事業者単位における排出量を把握し、また速やかな情報収集に努める必要がある。

条例案基本構造図



1. 目的

- (手 段) 事業者が自主的に行う温室効果ガス排出抑制の取組(自主的取組)に関し、必要な措置を定め、当該取組を促進する。
- (直接目的) 地球温暖化の防止を図る。
- (究極目的) 県民の健康で文化的な生活を確保する。

【趣旨】

本条例の目的を明らかにしたものです。地球温暖化防止対策が、生物多様性の確保並びに海面上昇、異常気象や自然災害の増加、動植物への影響、健康への被害、その他生活を脅かす影響を抑制するために重要であることに鑑み、事業者が自主的に行う温室効果ガス排出抑制の取組(自主的取組)を促進します。これにより、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化の防止を図ります。究極的には、県民の健康で文化的な生活を確保しようとするものです。

2002年のデータでは、本県の温室効果ガス排出量の増加率は、全国の平均を上回っています。

また、本県は、東京湾沿いの重化学工業を中心とした製造業からの排出量が多いことや、民生部門業務系の伸び率が高いことが特徴となっており、事業者の自主的取組を促進する必要があります。

本条例は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「地球温暖化対策推進法」という。)の趣旨を踏まえ、これを一層促進させるための制度を創設した自主条例です。

2 . 定義

所要の用語の定義を図るものとする。

【趣旨】

条例策定時に重要な用語を定義します。

3. 責務等

「事業者」の責務

- ・事業者は、温室効果ガス排出の状況を把握するとともに、排出抑制のための自主的な取組を行うよう努めるものとする
- ・県が実施する地球温暖化防止対策に協力する

「県」の責務

- ・自主的取組の促進に向けて、必要な指導・助言及び効果的な公表に努める
- ・自らの事務事業に関して、温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講じる

「県民」の努力

- ・県が公表する温室効果ガス排出抑制計画書及び温室効果ガス排出量等実績報告書を注視するものとする

【趣旨】

- 1 本条例の「特定排出事業者等」のみならず、およそ事業者全般に対し、温室効果ガス排出の抑制のための取組を自主的に行うことを求めたものです。
- 2 事業者が、温室効果ガス排出の抑制のための自主的な取組を促進するため、県は、適切な指導・助言、効果的な公表に努めることとしました。
指導・助言とは、「4. 自主的取組の促進に関する指針」に定められた方法に則り、温室効果ガス排出抑制計画書や温室効果ガス排出量等実績報告書の作成方法や、取組の方法について指導・助言するもので、あくまでも事業者の任意の協力により実現されるものです。
- 3 本条例は、事業者の取組に重点を置いたものであるが、県民において、県が公表する事業者ごとの自主的取組に関し注視していくものとした。

4 . 自主的取組の促進に関する指針

知事は、温室効果ガスの排出の抑制等を行うために必要な事項についての指針を定めなければならない。

知事は、 の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

知事は、事業者に対し、指針に即して自主的取組の促進に関し、指導及び助言を行うことができる。

【趣旨】

温室効果ガス排出抑制計画書作成時の配慮事項及び事業者が取組むべき対策の事例等を内容とした「指針」を策定し、事業者への指導・助言の根拠とすることとしました。

指導・助言とは、本指針に定められた方法に則り、温室効果ガス排出抑制計画書や温室効果ガス排出量等実績報告書の作成方法や、取組の方法について指導・助言するものです。あくまでも事業者の任意の協力により実現されるものです。

5 . 計画及び実績の報告義務等

温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者（ の「特定親事業者」を除く。以下「特定排出事業者」という。）は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（以下「温室効果ガス排出抑制措置」という。）等に関する計画書（以下「温室効果ガス排出抑制計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

特定親事業者（自らの温室効果ガスの排出の量と関連事業者（業務上の関連を有し、かつ、温室効果ガスの排出の削減に一体となって取り組んでいる者。以下同じ。）の温室効果ガスの排出の量との合計量が相当程度多い者をいう。以下同じ。）は、温室効果ガス排出抑制計画書を作成し、知事に提出しなければならない。

準特定親事業者（自らの温室効果ガスの排出の量と準関連事業者（業務上の関連を有する者）の温室効果ガスの排出量の合計量が相当程度多い者をいう。以下同じ。）は、温室効果ガス排出抑制計画書を作成し、知事に提出するよう努めなければならない。

特定排出事業者、特定親事業者及び準特定親事業者以外の事業者は、温室効果ガスの排出抑制計画書を作成し、知事に提出することができる。

温室効果ガス排出抑制計画書の作成は、知事が定める「自主的取組の促進に関する指針」に基づいて行うものとする。

温室効果ガス排出抑制計画書には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業活動に伴う温室効果ガス算定排出量（特定親事業者にあつては県内にある特定親事業者及び 関連事業者のすべての事業所の事業活動に伴う温室効果ガス算定排出量、準特定親事業者にあつては県内にある準特定親事業者及び 準関連事業者のすべての事業所の事業活動に伴う温室効果ガス算定排出量）
- (2) 前号の排出量について事業者が自ら定める目標
- (3) 温室効果ガス排出抑制措置
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業活動に係る温室効果ガスの排出に関する事項

から までの規定により「温室効果ガス排出抑制計画書」を提出した事業者（以下「計画書提出事業者」という。）は、「温室効果ガス排出抑制計画書」の内容を変更したときは、温室効果ガス排出抑制変更計画書を知事に提出しなければならない。

計画書提出事業者は、毎年度、県内の全ての事業所について、知事が定める期間までに、排出した温室効果ガス算定排出量及び温室効果ガス排出抑制措置の実施の状況等を記載した報告書（以下「温室効果ガス排出量等実績報告書」という。）を作成し、知事に報告しなければならない。

【趣旨】

- 1 特定排出事業者等について、温室効果ガス排出抑制計画書の作成・提出義務及び温室効果ガス排出量等実績報告書の作成・報告義務を創設し、公表による情報提供手法と組み合わせることにより、「自主的取組」の促進を図ります。
また、特定排出事業者等以外の事業者も、「自主的取組」を知事に報告できるものとししました。
- 2 特定排出事業者、特定親事業者及び関連事業者、準特定親事業者及び準関連事業者については、次の者を予定しています。
 - (1) 特定排出事業者
県内におけるすべての事業所を合計した年間エネルギー使用量が1,500kl(原油換算)/年以上の事業者
県内で一定台数以上(トラック・バス100台、タクシー175台)の自動車を保有する道路運送事業者
エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスの排出量が年間3,000トン-CO₂以上の事業者
 - (2) 特定親事業者及び関連事業者
フランチャイズチェーンのように同じ商号・商標等を使用して、親事業者から営業について指導等を受けて事業を営んでおり(以下「フランチャイズ等」という。)環境配慮について一体として取組んでいるものを予定しています。
県内の店舗を合計した年間エネルギー使用量が1,500kl(原油換算)/年以上が対象で、特定親事業者に報告を求める予定です。
 - (3) 準特定親事業者及び準関連事業者
(2)以外のフランチャイズ等を予定しております。
県内の店舗を合計した年間エネルギー使用量が1,500kl(原油換算)/年以上が対象で、準特定親事業者に報告を求める予定です。
- 3 温室効果ガス排出量の算定方法については、基本的に地球温暖化対策推進法を準用することを予定しています。

温暖化対策推進法（抜粋）

（温室効果ガス算定排出量の報告）

第二十一条の二 事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。）に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、事業所（事業活動の態様を勘案して事業所によることが適当でない認められる特定排出者として主務省令で定めるもの）にあつては、主務省令で定める区分。以下この項、次条第一項、第二十一条の四第二項第二号及び第二十一条の六第二項第二号において同じ。）ごとに、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項を当該事業所に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に報告しなければならない。

2 この章において「温室効果ガス算定排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量をいう。

（参考 - 対象事業者）

ア エネルギー起源二酸化炭素

第一種エネルギー管理指定工場（原油換算 3000 k l 以上）

第二種 " （原油換算 1500 k l 以上）

特定貨物輸送事業者

（鉄道 300 両、トラック 200 台、船舶 2 万総トン以上）

特定旅客輸送事業者

（鉄道 300 両、バス 200 台、タクシー 350 台、船舶 2 万総トン以上）

特定航空輸送事業者（9 千トン（最大離陸重量）以上）

特定荷主（貨物輸送量 3,000 万トンキロ以上）

～ の事業者は、いずれも省エネ法により指定される者

イ エネルギー起源二酸化炭素以外のガス

温室効果ガスの種類ごとに、排出量（CO₂ 換算）が 3,000 トン以上の事業所の設置者（事業者全体で常時使用従業員数が 21 人以上に限る）

6 . 権利利益の保護に係る請求

特定排出事業者等は、温室効果ガス排出抑制計画書又は温室効果ガス排出量等実績報告書に係る温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者等の権利、競争上の地位その他正当な利益（以下「権利利益」という。）が害されるおそれがあると思料するときは、当該温室効果ガス排出抑制計画書又は温室効果ガス排出量等実績報告書の一部を公表しないよう知事に請求を行うことができる。

特定排出事業者等は、 の請求を行うときは、5の規定による提出及び報告と併せて、規則で定めるところにより、その理由を付して行わなければならない。

知事は、 の請求を認める場合には、その旨の決定をし、当該請求を行った特定排出事業者等に対し、その旨を通知するものとする。

知事は、 の請求を認めない場合には、その旨の決定をし、当該決定後直ちに、当該請求を行った特定排出事業者等に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。

の決定は、 の請求があった日から三十日以内にするものとする。

の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項の期間を三十日以内に限り延長することができる。

【趣旨】

特定排出事業者等に対し権利利益の保護を行うものです。

地球温暖化対策推進法においても、権利利益の保護に係る請求が認められており、本条例においても同様に権利利益の保護の規定を設けるものです。

なお、情報公開に対しては、千葉県情報公開条例の規定に則り適正に対応します。

地球温暖化対策推進法（抜粋）

（権利利益の保護に係る請求）

- 第二十一条の三 特定排出者は、前条第一項の規定による報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益（以下「権利利益」という。）が害されるおそれがあると思料するときは、当該温室効果ガス算定排出量に代えて、当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を事業所ごとに合計した量（当該量によることが困難であると認められる特別な事情がある場合においては、当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量。次条第二項第二号において同じ。）をもって次条第一項の規定による通知を行うよう事業所管大臣に請求を行うことができる。
- 2 特定排出者は、前項の請求を行うときは、前条第一項の規定による報告と併せて、主務省令で定めるところにより、その理由を付して行わなければならない。
 - 3 事業所管大臣は、第一項の請求を認める場合には、その旨の決定をし、当該請求を行った特定排出者に対し、その旨を通知するものとする。
 - 4 事業所管大臣は、第一項の請求を認めない場合には、その旨の決定をし、当該決定後直ちに、当該請求を行った特定排出者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。
 - 5 前二項の決定は、第一項の請求があった日から三十日以内にするものとする。
 - 6 前項の規定にかかわらず、事業所管大臣は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項の期間を三十日以内に限り延長することができる。

千葉県情報公開条例

（行政文書の開示義務）第8条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

7. 計画及び実績の公表義務等

知事は、温室効果ガス排出抑制計画書（変更の計画書を含む）の提出があったときは、その計画書（事業者ごと）を公表するものとする。ただし、6の規定による請求を認める決定をしたときは、当該決定に基づきその一部を公表しないこととする。

知事は、温室効果ガス排出量等実績報告書の提出があったときは、その実績（事業者ごと）を公表するものとする。ただし、6の規定による請求を認める決定をしたときは、当該決定に基づきその一部を公表しないこととする。

【趣旨】

特定排出事業者等に対し温室効果ガスの削減措置を義務付けるものではないが、温室効果ガス排出抑制計画とその実績の報告を義務付け、これを知事が公表することにより、事業者の自主的な取組を促進するものです。

なお、権利利益の保護に係る請求を認める決定をしたときは、当該決定に基づきその一部を公表しないことを予定しています。

また、公表はインターネットなどで行うことを予定しています。

8. 報告等

知事は、この条例の施行に必要な限度において、温室効果ガス排出抑制計画書及び温室効果ガス排出量等実績報告書を提出した者に対し、温室効果ガスの排出その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

【趣旨】

虚偽報告の発見等、本条例の施行に必要な限度において、知事が報告又は資料の提出を求めることができることを定めたものです。

9. 勧告

知事は、特定排出事業者等及びその他の者が、温室効果ガス排出抑制計画書又は温室効果ガス排出量等実績報告書を提出しないとき、または、虚偽の報告をしたとき、あるいは、必要な事項についての報告、資料の提出に応じないときは、これらの者に対し、期限を定めて、当該図書の提出又は内容の是正を行うよう勧告をすることができる。

【趣旨】

特定排出事業者等が温室効果ガス排出抑制計画書等を提出しないときまたは虚偽の報告をしたとき等に、知事が勧告することができることを定めたものです。

10. 公表

知事は、9の勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合においては、これらの者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

【趣旨】

この条例の実効性の確保及び公平性を維持するため、公表について定めたものです。

勧告に従わなかった場合に、知事がその旨を公表することができることを定めたものです。

ただし、公表は、公表される者に一定の不利益を与える恐れがあることから、公表される者に意見を述べる機会を設けることとしたものです。

11. 附則（施行期日、経過措置）

（施行期日）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

所要の経過措置を設けることとする。

【趣旨】

国における「温室効果ガスの排出量 算定・報告・公表制度」は、事業所を対象にしていますが、本条例では、事業者単位を基本とし、より広い範囲を対象にしていることから、実績の把握（電気、ガス代等の使用量チェック等）及び温室効果ガス排出抑制計画の策定に時間を要するため、条例施行後1年目は移行期間とし、2年目以降に温室効果ガス排出抑制計画書及び温室効果ガス排出量等実績報告書を提出することを予定しています。